

離婚の際に称していた氏を称する届出

日本人間の婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、離婚によって法律上当然に婚姻前の氏に復します。「離婚の際に称していた氏を称する届出」は離婚によって復氏した者が、その復氏した氏（婚姻前の氏）の呼称を、離婚の際に称していた氏と同じ呼称に変更する目的をもってする届出です。

届出期間は、離婚の日から3か月以内に限られます。（日本人同士が外国の方式によって離婚した場合は、その離婚成立日から起算します。協議離婚の場合は、当館に届け出られた日が離婚日となりますので、届出期間は、離婚を当館に届け出た日から3か月以内となります。）

届出の方法は、離婚により復氏した者が、いったん婚姻前の戸籍に復籍、又は、新戸籍を編成下後、又は、離婚の届出と同時に行うことができます。

必要書類

- | | |
|---|-----|
| 1. 離婚の際に称していた氏を称する届出
※当館からお取り寄せください。 | 2 通 |
| 2. 届出人のパスポートのコピー（顔写真のページ） | 1 通 |
| 3. 届出人の米国査証またはグリーンカードのコピー | 1 通 |
| 4. 届出人連絡先表 | 1 通 |

※離婚届と同時に同届出をされる場合は、2、3、4は不要です。